

○火薬類関係事務取扱要綱の制定について

(令和2年2月20日岩生環発第36号警察本部長)

各 部 長

首 席 監 察 官

各 所 属 長

火薬類関係事務取扱については、「火薬類関係事務取扱要綱の制定について」(平成19年3月30日付け岩生環第130号。以下「旧通達」という。)により実施してきたところであるが、火薬類取締法施行規則の一部改正等が行われたことに伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、令和2年3月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

火薬類関係事務取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による事務（同法第50条の2の規定に基づく猟銃用火薬類等に係る事務を除く。以下「火薬類関係事務」という。）の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会 岩手県公安委員会をいう。
- (2) 知事 岩手県知事をいう。
- (3) 火薬類取扱場所 火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、庫外貯蔵庫（火薬庫外において貯蔵する設備・建築物等）、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所をいう。
- (4) 不発弾等 第二次世界大戦中の連合軍による爆、砲撃の際の不発弾並びに旧日本軍の弾薬類及びこれに類するものをいう。
- (5) 産業用火薬類 猟銃用火薬類等及び不発弾等を除いた火薬類をいう。

(準拠)

第3 火薬類関係事務については、次に掲げる法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）
- (2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）
- (3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）
- (4) 火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「運搬令」という。）
- (5) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年条例第17号。以下「条例」という。）
- (6) 火薬類の取扱場所に対する立入検査の実施に関する規則（昭和36年岩手県公安委員会規則第2号。以下「立入規則」という。）
- (7) 銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類等関係事務取扱要綱（平成31年3月19日付け岩生環第74号。以下「銃刀要綱」という。）

(基本的配慮事項)

第4 事務の処理に当たっては、関係者の立場を考慮し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定及び同法に基づき定められた審査基準及び標準処理期間に従い、厳正に審査し、迅速かつ適正な処理に努めるほか、法令の根拠がない恣意的処分や関係者等に対して不当な負担を求めることがないように配慮すること。

2 生活環境課長及び署長は、平素から火薬類の取扱い等に関する関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と公安委員会の事務とが総合的に運用されるよう配慮すること。

3 署長は、管内における火薬類の流通、消費等の実態をよく把握して基礎資料等を整備するとともに、事務の取扱いが適正に行われるよう指導、監督に努めること。

(事務処理要領)

第5 火薬類関係事務は、前記第4に掲げる事項に配意した上、別表1により処理するものとする。

(届出書の取扱い)

第6 提出を受けた届出書等の内容、添付書類又は条例に基づく手数料等に何らかの不備があるときは、速やかに、届出等をした者に対して相当の期間を定めて当該届出等の補正を求めること。

(手数料の徴収)

第7 署長は、手数料を徴収する届出等を受理したときは、銃刀要綱様式第3号の銃砲・刀剣類の許可等の手数料納付書に手数料相当額の収入証紙を添付させて徴収し、受理日をもって消印するとともに、銃刀要綱第4号の手数料確認台帳に記載の上、収納状況を明らかにし、当該納付書は申請書等とともに保存しておくこと。

(台帳等の備付け)

第8 生活環境課長及び署長は、別表2に掲げる台帳を備え付け、変更のあった都度整理しなければならない。

(報告等)

第9 署長は、1か月ごとに専決処理した件数を、銃刀要綱様式第5号の火取法、銃刀法に基づく事務の専決報告により、翌月5日(閉庁日に当たる場合は、その翌日以後の直近の平日)までに本部長に対して報告するものとする。

2 本部長に対する上申、進達、報告等及び関係行政機関に対する通報等は、生活環境課長を経由して行うものとする。ただし、関係行政機関に対する通報等で特に緊急を要するものについては、署長が直接通報等を行い、その旨を速やかに生活環境課長を経由して本部長に報告するものとする。

別表1 火薬類取締法に係る事務

事務の種類		処理要領
1	実態把握及び台帳整備等	<p>(1) 生活環境課長及び署長は、火薬類取扱場所における火薬類の貯蔵、運搬及び消費の実態を把握するため、基礎資料として火薬類消費者台帳等（様式第1号から第4号まで）を備え付けておくこと。</p> <p>(2) 署長は、(1)の台帳について、7の知事等からの通報及び3の立入検査等により、実態に合致するよう整理しておくこと。 なお、台帳を作成し、又はその内容を更新等したときは、その写しを生活環境課長に送付すること。</p> <p>(3) 署長は、恒例的に行われる煙火の消費場所及び火薬類の運搬が行われる火薬類取扱場所周辺の道路等について、常にその実態を把握して関係資料等を(1)の台帳に編綴しておくこと。</p>
2	火薬類運搬届の受理及び火薬類運搬証明書の交付 法 第19条第1項 第2項 第3項 第20条 運搬令 第2条 第3条 第8条 第11条から 第17条まで	<p>(1) 署長は、運搬令別記様式第1の火薬類運搬届を受理したときは、火薬類運搬証明書（交付・記載事項変更・再交付）調査復命書（様式第5号。以下「復命書」という。）により、その記載内容及び運搬令第11条から第17条までの技術上の基準に適合しているかを調査し、法第19条第2項の必要な指示の有無を確認した上で、運搬令別記様式第3の火薬類運搬証明書（以下「証明書」という。）を作成し、届出者に交付すること。この場合において、必要に応じて法第20条及び技術上の基準等について指導すること。</p> <p>(2) (1)の証明書を交付するときは、火薬類運搬証明書交付台帳（様式第6号）に必要事項を記載すること。 なお、(1)の証明書に記載する交付番号は、暦年一連番号とし、台帳の交付番号の前に警察署名の頭文字1字（盛岡東警察署、盛岡西警察署、岩手警察署及び岩泉警察署にあつては、それぞれ「盛東」、「盛西」、「岩手」及び「岩泉」とする。）を付すこと。</p> <p>(3) 運搬が他の警察署の管轄区域にわたる場合は、2の5により証明書の内容を関係署長等に通知すること。</p>
2 の 2	証明書の記載事項変更 法 第19条第4項 運搬令 第4条 第8条	<p>(1) 署長は、運搬令別記様式第4の火薬類運搬証明書記載事項変更届を受理したときは、変更の内容に支障がないかを復命書等により確認し、2(1)の必要な指示の有無について調査した上で、届出に基づき証明書の記載事項を書き換え、その箇所に岩手県公安委員会運営規則（昭和29年岩手県公安委員会規則第1号）に規定す</p>

		<p>る公印（縦7ミリメートル、横10ミリメートルのもの。）を押印すること。</p> <p>(2) (1)により記載事項を変更したときは、2(2)、(3)と同様に台帳整理及び通知等を行うこと。</p>
2 の 3	<p>証明書の再交付</p> <p>法 第19条第4項 運搬令 第5条 第8条</p>	<p>(1) 署長は、運搬令別記様式第5の火薬類運搬証明書再交付申請書を受理したときは、申請の理由に支障がないかを復命書等により確認し、申請の理由を確認して証明書を再交付すること。この場合において、交付月日の下欄余白等に再交付年月日及び再交付した旨を朱書きするものとする。</p> <p>(2) (1)により再交付したときは、2(2)の台帳にその旨を記載すること。</p> <p>なお、申請の理由が証明書を喪失し、又は盗取されたことによるものであるときは、9により手配その他の必要な措置を講ずること。</p>
2 の 4	<p>証明書の返納</p> <p>法 第19条第4項 政令 第3条 運搬令 第8条</p>	<p>署長は、証明書の返納を受けたときは、次に掲げるところにより処理すること。</p> <p>ア 自署で交付した証明書であるときは、2(2)の台帳に返納月日を記載し、当該運搬届に編綴しておくこと。</p> <p>イ 他の署長が交付した証明書であるときは、当該署長に送付すること。</p>
2 の 5	<p>火薬類の運搬通知</p> <p>法 第19条第5項 政令 第4条</p>	<p>(1) 署長は、2(1)の届出があった場合において、当該運搬が他の警察署の管轄区域にわたるときは、次に掲げるところにより、速やかに火薬類の運搬通知（様式第7号）又は同通知書の内容を電話により通知すること。</p> <p>ア 運搬区域が県内の場合 通路及び到達地を管轄する関係署長</p> <p>イ 運搬区域が県外にわたる場合 アのほか生活環境課長</p> <p>(2) 生活環境課長は、他の公安委員会から運搬通知を受けたときは、速やかに関係地の署長に通知すること。</p> <p>(3) 署長は、運搬の通知を受けた場合において、災害の発生防止又は公共の安全の維持に支障があると認めるときは、その状況を速やかに生活環境課長又は当該署長に通報すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(1)イ及び(3)の通知を受けたときは、その内容を関係公安委員会に通知すること。</p>
3	<p>火薬類取扱場所への立入検査</p> <p>法 第43条第2項</p>	<p>生活環境課長及び署長は、法第43条第2項の規定による火薬類取扱場所に対する立入検査については、法の施行に関する公安委員会の責務を効果的に果たすため、3の2から3の9までに定めるところにより、火薬類の流通、取扱いその他の火薬類に関</p>

		<p>する実態を把握し、火薬類の不正流出及び災害を防止するために必要な範囲において実施すること。</p>
3 の 2	<p>立入検査を行う者の指定及び証票の交付等</p> <p>法 第43条第4項</p>	<p>(1) 署長は、立入規則第2条第1項第2号に基づき、次に掲げる職員を立入検査を行う者（以下「立入検査者」という。）として指定するものとする。</p> <p>ア 生活安全課において火薬類取締事務を担当する職員</p> <p>イ 所管区内に火薬類取扱場所を有する地域警察官</p> <p>ウ 上記のほか、火薬類取締りのため必要があると認める職員</p> <p>(2) 立入検査者に対して立入規則第2条第2項により証票を交付するときは、証票交付台帳（様式第8号）に必要事項を記載し、証票のナンバーは2(2)と同様に交付番号の前に警察署名の頭文字を付すること。なお、生活環境課においては、交付番号の前に「本部」と付すること。</p>
3 の 3	<p>関係機関及び団体との連携</p>	<p>立入検査を実施するに当たっては、関係機関及び団体の実施する立入検査、巡回指導等との日程調整を行い、できるだけこれらと合同実施するなど連携に配慮すること。</p>
3 の 4	<p>幹部の職務</p>	<p>火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向と、火薬類不正流出防止上の問題点を正確に把握するように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し、立入検査の効果的運用を図ること。</p>
3 の 5	<p>立入検査の種別及び対象</p>	<p>(1) 立入検査の種別は、立入規則第4条に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 通常立入検査 署長が年間を通じて計画的に実施する立入検査</p> <p>イ 一斉立入検査 (ア) 警察庁が計画し、全国一斉に行う立入検査 (イ) 本部長が計画し、県下一斉に行う立入検査</p> <p>ウ 新規立入検査 新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対して行う立入検査</p> <p>エ 臨時立入検査 (ア) 事故が発生した場合 (イ) 一つの火薬類の取扱場所において事故が発生し、他の火薬類の取扱場所においても同様な事故が発生することが予想される場合 (ウ) 火薬類の取扱場所における管理の状況、過去における事故発生状況、作業内容等により判断して必要と認められる場合 (エ) 他の監督行政庁が行う立入検査とあわせて行う必要のある場合</p>

		<p>(オ) その他災害を防止するため特に必要があると認められる場合</p> <p>(2) 立入検査の対象 原則として火薬類取扱場所とする。</p>
3 の 6	立入検査の事前準備	<p>生活環境課長及び署長は、立入検査者に対し、事前に関係法令に関する教養を実施するとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、</p> <p>ア 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況</p> <p>イ 火薬類保安責任者の人数及び氏名</p> <p>ウ 過去における違反及び盗難被害の状況</p> <p>エ 警鳴装置免除の適用、火薬類取扱保安責任者の選任義務及び火薬類取扱所設置義務の有無並びに火薬類取扱従事者の人数及び氏名</p> <p>等に関し、台帳等により事前にその実態を把握させ、立入検査の円滑かつ効果的な推進を図るよう努めること。</p>
3 の 7	立入検査の実施要領 法 第 43 条第 4 項	<p>(1) 原則として 2 名以上の警察職員をもって実施すること。</p> <p>(2) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理者に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること。</p> <p>(3) 立入検査者は、3 の 2 (2) の証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示すること。</p> <p>(4) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ立入検査実施票（様式第 9 号から第 16 号まで）の検査（指導）事項に従って実施すること。</p> <p>(5) 立入検査は、綿密周到な注意力を持ってねばり強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確に把握するように努めること。</p>
3 の 8	違反を認めた場合の措置及び立入検査実施後の措置等 法 第 45 条 第 52 条第 4 項	<p>(1) 署長は、立入検査者から、立入検査において法令違反を認めた旨の報告を受けたときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 当該違反の状態が法第 45 条に規定する緊急措置を要すると認められるときは、知事に対する緊急措置要請をするため、8 により本部長に報告すること。</p> <p>イ 当該違反の状態が、法第 45 条の緊急措置を要するに至らないと認められるもののうち、改善が可能なものについては、直ちに改善を指導するほか、その場で改善が困難なものについては、期限を付して改善を指導し、当該期間の経過後に結果を確認すること。</p> <p>ウ 当該違反の原因を検討し、事後の改善措置の資料として活用すること。</p>

		<p>(2) 署長は、立入検査実施後は、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>ア 法違反が認められた者のうち、その罪状が悪質なもの、法違反の前歴があるもの又はその他火薬類の適正な保管管理を期するため必要があると認められるものについては、知事に対して必要な措置を要請するため、8により本部長に報告すること。</p> <p>イ 作成した立入検査実施票は、当該火薬類取扱所の台帳に編綴しておくこと。</p> <p>ウ 立入検査の実施状況をまとめ、作成した立入検査実施票の写しを添付して本部長に報告すること。</p> <p>エ 火薬類取締法違反が認められた火薬類取扱場所に対しては、事後の立入検査を強化すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)ウにより、立入検査実施結果の報告を受けたときは、その結果を適宜とりまとめ、必要な改善意見とともに県所管課長等に対して通報するものとする。</p>
3 9	立入検査実施上の留意事項 法 第43条第5項	<p>立入検査者は、立入検査の実施については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 関係者の正当な業務及び行為を妨害するものであってはならず、かつ、犯罪捜査のために認められたものと解さないこと。</p> <p>イ 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るよう努めること。</p> <p>ウ 火薬類取扱場所においては、火気の使用を厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないようにすること。</p> <p>エ 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、受傷事故防止に配慮すること。</p> <p>オ 火薬類取扱場所において所持又は着装することが適当でないものを携帯し、又は着装しないこと。</p>
4	緊急措置 法 第45条	<p>署長は、法第45条の規定による災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の措置を要するものが、自動車、軽車両その他による火薬類の運搬又は猟銃用火薬類等の消費に関するものなど、公安委員会が緊急の措置を行うべきものであるときは、一時禁止又は制限等の必要な措置を命じ、その措置の状況等を本部長に報告すること。</p>
5	応急措置 法 第45条の2	<p>(1) 署長は、法第45条の2の規定により、車両により火薬類を運搬している者に対して、運搬の技術上の基準に適合していない場合又は祭礼、デモ行進その他の理由による特別の道路事情が</p>

		<p>ある場合等、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両を停止させ、必要な応急の措置等を命じ、その措置の状況等を本部長に報告すること。</p> <p>(2) (1)の応急措置等は、必要の限度を超えるものであってはならず、また、応急に講じることができる軽易な措置でなければならない。</p>
6	<p>火薬類の消費等に係る知事の意見聴取に対する回答等</p> <p>法 第 52 条第 1 項 政令 第 13 条第 1 項第 1 号 第 2 号 第 3 号</p>	<p>(1) 署長は、法第 52 条第 1 項の規定により知事（地方振興局長等）から意見聴取を受けたときは、(2)の調査表等により公共の安全を確保する上での支障の有無を判断し、火薬類の譲渡、譲受け、消費の許可について（回答）（様式第 17 号）により回答すること。</p> <p>(2) (1)の調査は、政令第 13 条第 1 項による意見聴取の理由の区分により、次に掲げる調査表によること。 ア 火薬類譲渡・譲受許可意見聴取調査表（様式第 18 号） イ 火薬類消費許可意見聴取調査表（様式第 19 号） ウ 煙火消費許可意見聴取調査表（様式第 20 号）</p> <p>(3) 調査に当たっては、当該消費場所の交通実態及び雑踏警備等の警察措置実施上必要な事項等について必要に応じて現地確認を行い、又は地方振興局担当者職員及び消費業者等から当該消費に係る事項等を確認するほか、立入検査実施票（様式第 9 号又は第 9 号の 2）を参考として、火薬類の消費の技術基準に適合するか否かについても確認するものとする。</p> <p>(4) 署長は、(1)から(3)による調査の結果、当該火薬類の消費場所付近の交通実態、雑踏警備その他の理由により、公共の安全確保に支障があるとして不許可を相当と認めるとき、又は意見を決定するに当たって疑義があるときは、関係書類を添えて本部長に進達すること。</p> <p>(5) 生活環境課長は、(4)の進達があったときは必要な調査を行い、その結果を署長に回答すること。</p>
6 の 2	<p>意見聴取の基準</p> <p>法 第 52 条第 1 項 政令 第 13 条第 1 項第 1 号 第 2 号 第 3 号</p>	<p>意見聴取を受ける場合の政令第 13 条第 1 項の基準は、知事（地方振興局長）が許可をすることを前提として、おおむね次のとおりとする。 ア 交通頻繁な道路 国道及び交通量の多い県道等をいう。 イ 公衆の集合する場所 公園、児童遊園地、駅、バスの発着所、社寺仏閣、学校及び競技場等の人の集まる場所をいう。 ウ ア、イの周辺の土地 アの道路及びイの敷地から概ね 100 メートル前後の場所をいう。</p>

		<p>ただし、100メートルを超える場合であっても、1日の最大消費数量等から見て意見を求めることが妥当と判断した場合を含むものとする。</p> <p>エ 市街地 人家、商店、その他市街地というにふさわしい程度に軒を連ねている場所及びこれに接近している土地をいう。</p> <p>オ 公共の安全の維持に重大な関係を有すると認められる場合 災害、騒乱、その他地方の静穏を害するおそれのある事態が発生した場合又は知事が公共の安全の維持のため必要と認めた場合をいう。</p>
7	<p>許可等に関する知事等からの通報の受理</p> <p>法 第52条第2項 第3項 政令 第14条</p>	<p>(1) 生活環境課長は、法第52条第2項の規定に基づく経済産業大臣若しくは知事からの許可等に係る通報又は同条第3項の規定に基づく国土交通大臣からの通報を受理したときは、1により台帳整理し、その写しを関係署長に送付すること。</p> <p>(2) 署長は、法第52条第2項の規定に基づく知事（地方振興局長等）からの通報及び(1)の写しの送付を受けたときは、火薬類関係通報整理簿（様式第21号）に必要事項を記載し、1により台帳整理等を行うこと。</p>
8	<p>知事等に対する措置要請</p> <p>法 第52条第4項 政令 第15条</p>	<p>(1) 署長は、法第52条第4項の規定に基づく知事に対する措置要請が必要であると認めるときは、措置要請について（様式第22号）により、速やかに本部長に報告すること。</p> <p>(2) (1)の措置要請は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持のため特に必要であると認めるときに、政令第15条に規定する火薬類の製造、販売業者の許可取消、緊急措置等の要請事項について行うものとする。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(1)の報告があったときは、措置要請書（様式第23号）により、知事に対して必要な措置を執るべきことを要請すること。</p>
9	<p>危険事態の届出、事故届等の措置及び通報</p> <p>法 第52条第5項 第39条第2項 第46条第1項</p>	<p>(1) 署長は、次に掲げる届出を受けたときは、直ちに火薬類の災害発生を防止し、公共の安全を維持するために必要な措置を執り、速やかに知事（地方振興局長等）に通報するとともに、その概要を本部長に報告すること。</p> <p>ア 法第39条第2項に規定する火薬庫の近隣の火災ほか危険事態</p> <p>イ 法第46条第1項に規定する火薬類の災害の発生又は火薬類、譲渡許可証、譲受許可証及び運搬証明書の喪失、盗難</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の報告があったときは、必要な手配等を行うこと。</p>

10	不発弾等の措置	<p>(1) 署長は、不発弾等の発見届を受理したときは、直ちに警察官を臨場させ、実態を調査の上、危険防止等の応急措置を執り、不発弾等調査報告書（様式第 24 号）により報告させるとともに、不発弾等の発見について（様式第 25 号）により本部長に報告すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の報告があったときは、不発弾等処理要請書（様式第 26 号）により、自衛隊に処理要請すること。</p> <p>(3) 発見された不発弾等については、原則として発見現場から移動等しないこととし、特に大量・大型不発弾の場合又は腐食等により信管（雷管）・火薬類等が露出している場合にあっては、危険性が高いので、不用意に転倒、衝撃等を与えないように注意し、発見場所において立入禁止等の警戒保管措置を執り、速やかに電話等により報告の上処理要請すること。</p> <p>なお、発見現場で警戒保管する場合には、関係市町村、道路管理者等に対してこの旨を通報し、住民、通行者等への危険防止等について必要な措置を要請すること。</p>
11	火薬類に係る事件、事故等の報告	<p>(1) 署長は、火薬類に係る次の事件、事故等が発生したときは、事案の態様に応じ、別に定める様式に必須事項を記載し、本部長に報告すること。</p> <p>ア 産業用火薬類等に係る事件・事故・自殺事案の発生、検挙</p> <p>イ 産業用火薬類等に係る盗難等・遺失・所在不明事案の発生、検挙・解決</p> <p>ウ 産業用火薬類等に係る押収・発見</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の報告があったときは、必要な手配等を行うこと。</p>

別表 2 備え付けるべき台帳

台帳等の名称	様式	生活環境課	警察署	備考
火薬類消費者台帳	第 1 号	○	○	
火薬庫台帳	第 2 号	○	○	
火薬類販売所台帳	第 3 号	○	○	
火薬類製造所台帳	第 4 号	○	○	
火薬類運搬証明書交付台帳	第 6 号		○	
証票交付台帳	第 8 号	○	○	